

奥州市空き家改修工事補助事業の概要

中古住宅としての市場流通及び地域の活動拠点等としての利用促進を図るため、市内の空き家の改修工事を行う方に対し、予算の範囲内においてその改修費の一部（最大 20 万円）を補助します。

1 補助金のタイプ

【住環境改善型】 空き家の住環境を維持又は向上させるための改修工事

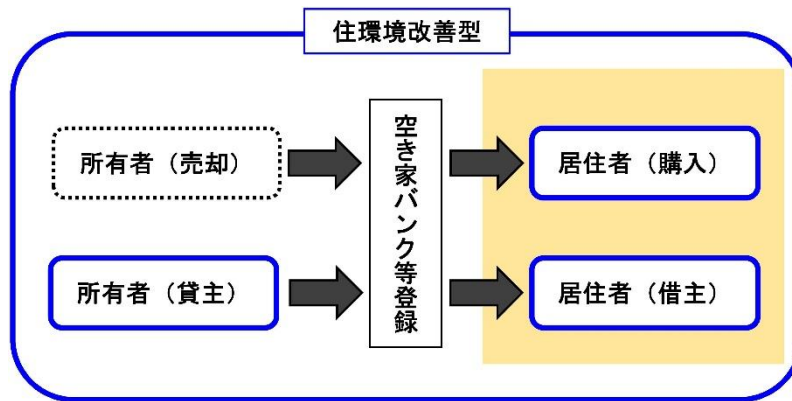
(1) 補助対象空き家

登録空き家（空き家バンクに登録または岩手県宅地建物取引業協会所属の事業者が取引の代理・媒介した空き家）について、売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して1年を経過しないもの

(2) 補助対象者

次のいずれかに該当する個人が対象者となります。

- ・所有する空き家を他の者に賃貸した者：所有者（貸主）
- ・空き家を賃借し2年以上居住する者：居住者（借主）
- ・空き家を購入し2年以上居住する者：居住者（購入）



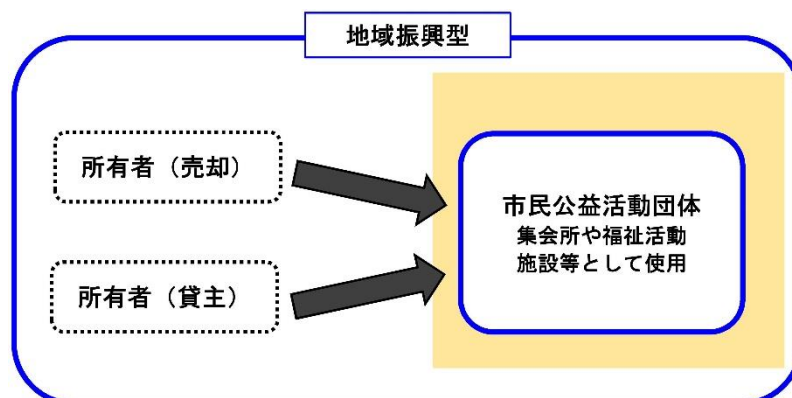
【地域振興型】 空き家を集会所、福祉活動施設等として利活用するための改修工事

(1) 補助対象空き家

売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して1年を経過しないもの

(2) 補助対象者

市民公益活動団体（3年以上利活用する団体）



※「住環境改善型」、「地域振興型」ともに、市税を滞納している者、暴力団関係者、三親等以内の親族間で登録空き家を売買（賃貸借を含む）の契約締結した者、改修工事を対象とした市の他の制度による補助金の交付を受けた（受ける予定を含む）者は対象となりません。

2 対象工事

空き家の改築、修繕、補修、模様替え等を行う改修工事（家財道具その他の造作の撤去、運搬及び処分を除く。）で、次の要件を全て満たす工事が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する事業者に請け負わせる改修工事であること
- (2) 改修工事に要する費用が10万円以上の額（税抜き）であること
- (3) 補助金の交付決定後に契約及び着手し、各年度3月20日までに完了報告ができる改修工事であること

3 補助金の額

対象工事費用の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）で、上限は20万円となります。
※補助金の交付は、空き家1戸につき1回が限度です。

4 募集開始日

令和5年7月12日（水）

5 募集戸数

令和5年度募集戸数 7戸

6 申請方法

補助金交付申請書（様式第1号）に下記の書類を添付して申請してください。

【添付書類】

申請者 添付書類	住環境改善型			地域振興型
	所有者	入居者	取得者	市民公益活動団体
改修工事の見積書の写し※1	○	○	○	○
工事前の現況写真	○	○	○	○
市税の滞納がないことの証明書	○	○	○	○
登記事項証明書	○	○	○	○
売買又は賃貸借契約書の写し	○	○	○	○
誓約書（様式第2号）	○	○	○	○
登録空き家であることの証明書※2	○	○	○	
所有者の承諾書		○		○（賃貸の場合）

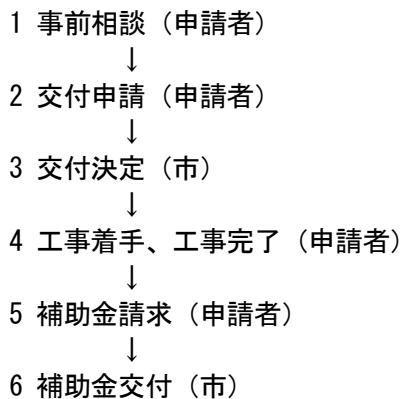
※1 改修工事費が記載された見積書（改修工事費以外の経費が含まれる場合には、改修工事費が分かるものに限る。）

※2 登録空き家であったことが確認できる書類

7 補助金交付までの流れ

補助を受けるためには、改修工事契約の前に申請書を提出して、審査を受ける必要があります。市では、申請書類の審査（現地確認等を含む）を行い、補助事業の対象の可否を決定し、お知らせします。

補助決定の前に契約・着工してしまうと、補助が受けられなくなりますので、必ず事前にご相談ください。



8 その他

住宅等の改修工事を対象とした市の他の制度（奥州市定住促進持家取得補助金、奥州市住宅リフォーム事業助成、奥州市住宅エコリフォーム支援事業補助金、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金、奥州市集会施設整備費補助金）による補助金の交付を受けた方、または受ける予定の方は、この補助金の交付を受けることはできません。

工事の自己負担分につきましては、市との協定締結により、岩手銀行、水沢信用金庫の融資をご利用の方は、金利優遇を受けられる場合があります。また、その他の金融機関においても空き家ローン等をご利用いただける場合があります。詳しくは各金融機関融資担当にご相談ください。

申請・問合せ先

岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地
奥州市市民環境部生活環境課 空家対策室（本庁）
担当 菅原 淳一、村上 慎吾
TEL. 0197-34-2344（ダイヤルイン）
0197-24-2111（内線 1256）
E-mail akiyataisaku@city.oshu.iwate.jp